

令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

舞鶴の食を通じて、舞鶴の魅力を発信するとともに市内・市外からの誘客を目的としたイベントを開催する。

当該業務については、本実施要領に基づき、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務
- (2) 業務の内容 別添「令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務仕様書」のとおり
(別添提案仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託候補者決定後、協議のうえ作成する。)
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和6年11月29日(金)まで
- (4) 契約の上限額 8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (5) 契約の締結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結する。

＜契約にあたっての主な留意事項＞

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
- エ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- オ 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規定を適用する。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年告示第34号)に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (3) 舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去10年間の主な業務実績において、1日10,000人以上の集客を行ったイベントを企画・運営した者

4. スケジュール

日 程	内 容
令和 6 年 7 月 26 日（金）	公告・応募受付開始
令和 6 年 8 月 2 日（金） 正午	質問提出期限
令和 6 年 8 月 5 日（月） 午後 5 時	質問回答
令和 6 年 8 月 19 日（月） 午後 5 時	参加申込書・企画提案書提出期限
令和 6 年 8 月 23 日（金）	審査実施
令和 6 年 8 月 26 日（月）	審査結果通知
令和 6 年 8 月 30 日（金）	非特定理由説明請求期限

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

5. 提出書類

(1) 事業参加申込書（様式 1）

(2) 事業者概要書（様式 2）

事業者概要書の添付書類（ただし、舞鶴市一般競争（指名競争）入札資格参加登録済みの事業者については、下記ア～オの書類は提出不要とする）

ア 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）（写し可）

イ 公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可）

ウ 法人格のない団体にあっては、代表者の住民票の写し（写し可）

※ 上記のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前 3 か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※ 提出日 3 か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※ 提出日前 3 か月以内に税務署で発行されたもの（書式その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 いずれも可）

(3) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式 3）

(4) 最近 10 年間の主な類似業務実績調書（様式 4）

(5) 業務実施体制表（様式 5）

(6) 企画提案書（様式 6 に企画提案書を付し提出すること）

企画提案書は、別添仕様書に基づき記載し、表紙を除き A 4 版 6 枚以内又は A 3 版 3 枚以内とすること（様式任意）。なお、審査は匿名で行うため、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(7) 業務スケジュール表（A 4 または A 3 版、様式任意）

(8) 経費の内訳を記した見積書（様式任意）

(9) 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

6. 応募書類の提出

- (1) 提出期限 令和6年8月19日(月)午後5時まで ※消印有効
- (2) 提出場所 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市産業振興部 観光振興課(本館2階)
TEL:0773-66-1024 FAX:0773-62-9891
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)。
- (4) 提出部数 6部(正本1部、副本5部)
- (5) 提出様式 様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。
- (6) 留意事項 提出書類(パンフレット等は除く)は、それぞれ簡易に左綴じとすること。(製本しないこと。)

7. 企画提案書作成に関する質問

- (1) 質問期限 令和6年8月2日(金)正午
- (2) 質問方法 所定の質問書(様式7)によりファクス又は電子メールにて受け付ける。
- (3) 回答日時 令和6年8月5日(月)午後5時までに回答する。
- (4) 回答方法 舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

8. 選定方法等

- (1) 評価基準 別添「令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務プロポーザル評価基準表」のとおり
- (2) 審査方法 提出された書類について、令和6年度舞鶴グルメイベント企画・運営業務プロポーザル評価委員会(以下、評価委員会)が(1)の評価基準に基づき審査する。
- (3) 特定者の選定及び結果通知
 - ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者(以下「特定者」という。)として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、金額の安価な者を特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を選定する。
 - ウ ア・イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、特定者として選定しない。また、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、総合得点が60点以上でかつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
 - エ 審査の結果については、8月26日(月)までに文書により審査対象者全員に通知するとともにホームページで公表する。
- (4) 失格事項
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 提案金額が2(4)の契約の上限額を超えた場合
 - ウ 提案に関して、談合等の不正行為があった場合
 - エ 本実施要領に示した事項及び本件に関する条件に違反した場合
 - オ その他、評価委員会が不適当と認めた場合

9. その他

- (1) 企画提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書は市が指示した場合を除き、訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (5) 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

10. 担当課・問い合わせ先

舞鶴市産業振興部 観光振興課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話：0773-66-1024 FAX：0773-62-9891

Email：kankou@city.maizuru.lg.jp